解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年四月十九日山形県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年八月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年八月八日

山形市大字山寺四七三八番地

二ノ沢生産森林組合

清算人　後藤　円藏

二〇一六年度決算公告

平成二十九年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・千シンガポールドル

資産の部	
流動資産	八二五、五八八
固定資産	三八、八七二
合計	八六四、四六〇
負債及び純資産の部	
流動負債	六八〇、三二八
固定負債	一一
資本金及び資本剰余金	五、九四一
利益剰余金	一七八、一八〇
合計	八六四、四六〇

平成二十九年八月八日

シンガポール共和国ワリッチストリート一グワコタワー三三―〇一

ITOCHU PETROLEUM CO. SINGAPORE PTE. LTD.

日本における代表者　大谷　勝成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県北上市鬼柳町満屋五一番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　三田　安則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月八日

事務所岩手県花巻市花城町一二番六号

相続財産管理人　小山田泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県本宮市仁井田字吹上二四番地一、最後の住所福島県本宮市仁井田字吹上二四番地一

被相続人　亡　吉田　光博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月八日

福島県郡山市鶴見坦三丁目四番二一号弁護士法人あさか法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平　雄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市伊勢町四丁目一〇番地一四、最後の住所栃木県足利市久保田町一二二三番地　義明苑

被相続人　亡　金子　セツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月八日

栃木県足利市永楽町九番地四号　大協ビル二階　弁護士法人小沼総合法律事務所

相続財産管理人　小沼　正毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県利根郡みなかみ町湯原四七六番地、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　大谷　和音

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月八日

事務所群馬県前橋市大手町二丁目二番一号

熊川次男総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　植木　竜太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県幸手市南一丁目一二番、最後の住所埼玉県幸手市南一丁目一二番四号

被相続人　亡　遠藤　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月八日

埼玉県川口市幸町三―七―二二　ＭＬ二一―三〇二　飯島努法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯島　努

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県北足立郡伊奈町大字小室六一五五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　高田　篤

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月八日

埼玉県さいたま市浦和区高砂一―二―一エイペックスタワー浦和中央館一〇七号室

相続財産管理人　弁護士　阿部　高明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市浦和区常盤三丁目一八五番地、最後の住所埼玉県さいたま市浦和区常盤三丁目一八番二〇号常盤コーポラス三〇三号室

被相続人　亡　杉浦　義夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月八日

埼玉県さいたま市中央区上落合七―七―四〇パークシティーさいたま九一六号さいたま新都心有満法律事務所

相続財産管理人　有満　俊昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所千葉県市川市高谷一八五四番地

被相続人　亡　申　快澈

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月八日

事務所千葉県船橋市湊町二丁目二番一九号イシデンビル五階京葉まちかど法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大家　浩明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市中区平井六丁目一二九番地、最後の住所東京都品川区中延三丁目五番一五号宏和ハイム中延一〇七

被相続人　亡　平井　英一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月八日

東京都千代田区神田小川町三丁目二八番七号昇龍館ビル六〇一グローブ総合法律事務所

相続財産管理人弁護士　犀川　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市水沢区字川口町二六番地、最後の住所東京都杉並区井草四丁目六番二〇号ライフ＆シニアハウス井草二一二

被相続人　亡　山合　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月八日

事務所東京都千代田区丸の内二―四―一丸の内ビルディング一一階一一一区丸ビル綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　関谷　文隆

第１期決算公告　平成29年８月８日

福島県岩瀬郡天栄村大字大里字天房50番地１

株式会社天栄村振興公社

代表取締役社長　田代　嘉宏

貸借対照表の要旨（平成29年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	30,000
	固定資産	0
	資産合計	30,000
負債及び純資産の部	流動負債	0
	固定負債	0
	株主資本	30,000
	資本金	30,000
	新株式申込証拠金	0
	資本剰余金	0
	利益剰余金	0
	その他利益剰余金	0
	（うち当期純利益）	(0)
	負債・純資産合計	30,000